

② 飛騨地域各市村の『水稻肥料価格高騰対策事業』申請について

対象：国の事業の対象とならない水稻生産者の方

※JA以外での肥料販売業者からの購入でも対応いたします

対象となる肥料：春用肥料（令和4年11月～令和5年2月注文分）

申請期間 令和5年1～2月予定

支援金交付 令和5年3月予定

ご提出していただくもの

ア. 水稻肥料価格高騰対策事業補助金に関する申請委任状

イ. 注文書、請求書又は領収書（写し）の添付について

- ◎ JAの購入で口座引落されている方は領収書等の添付は不要です
- ◎ JAの購入で現金またはクレジットで購入されている方は明細のわかる請求書、領収書のコピーして添付してください
- ◎ JA以外で購入されている方は明細のわかる注文書、請求書または領収書のコピーして添付してください

※市村の『水稻肥料価格高騰対策事業』の申請については改めて申請のご案内をいたしますので、この案内を大切に保管ください。

※国の事業との重複申請は出来ません

お問合せ先【飛騨地域農業再生協議会事務局(下記のJAひだ及び各地域の行政の農務担当者)】	
JAひだ営農推進対策部営農企画課	0577-36-3880(代表)
高山市 農政部 農務課	0577-35-3141(直通)
飛騨市 農林部 農業振興課	0577-73-7466(直通)
下呂市 農林部 農務課	0576-53-2010(代表)
白川村 基盤整備課	05769-6-1311(代表)



水稲肥料価格高騰対策 ～飛騨地域各市村の支援事業～



支援の対象となる方

国の『肥料価格高騰対策事業』の要件が満たせず対象とならない水稲生産者の方

支援の対象となる肥料

令和4年11月から令和5年2月に購入した肥料(春肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

前年度から増加した肥料費について、その**5割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\left[\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right) \times 0.5$$

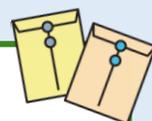
申請に必要なもの

① 来年春肥(令和4年11月～令和5年2月に注文)の購入価格、数量がわかる領収書または請求書(写し)が必要です。

※JA以外の肥料販売業者からの購入も対応いたします。

② 水稲肥料価格高騰対策支援事業に関する申請委任状

申請関係書類の提出先



飛騨地域農業再生協議会(事務局:JAひだ)または各市村

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年12月頃～ 各農業者の方へ申請のご案内

令和5年2月頃～ 農業者の方からの申請関係書類の提出

令和5年3月頃～ 農業者の方への支援金の交付

お問合せ先【飛騨地域農業再生協議会事務局(下記のJAひだ及び各地域の行政の農務担当者)】

JAひだ営農推進対策部営農企画課 0577-36-3880(代表)

高山市 農政部 農務課 0577-35-3141(直通)

飛騨市 農林部 農業振興課 0577-73-7466(直通)

下呂市 農林部 農務課 0576-53-2010(代表)

白川村 基盤整備課 05769-6-1311(代表)

